

年次有給休暇の計画的付与に関する労使協定

株式会社 と株式会社 労働組合とは、標記に関して次のとおり協定する。

1．当社の本社に勤務する社員が有する平成 年度の年次有給休暇のうち 日分については、次の日に与えるものとする。

月 日

月 日

月 日

月 日

月 日

2．当社社員であって、その有する年次有給休暇の日数から5日を差し引いた残日数が 日に満たない者については、その不足する日数の限度で、第1項に掲げる日に特別有給休暇を与える。

3．この協定の定めにかかわらず、業務遂行上やむを得ない事由のため指定日に出勤を必要とするときは、会社は組合と協議の上、第1項に定める指定日を変更するものとする。

平成 年 月 日

株式会社

代表取締役

株式会社

労働組合

執行委員長